

和歌山工業高等専門学校自動車運用管理規則

制 定 平成 5年 3月 30日
一部改正 令和 4年 1月 1日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が所有する自動車（以下「公用車」という。）の管理及び使用については、この規則の定めるところによる。

(使用基準)

第2条 公用車は、校務の円滑な遂行のため必要のある場合に限り使用し、安全運転管理者が運転を承認した本校教職員、又は本校が運転業務を委託する業者に運転させるものとする。

2 公用車の使用については、本規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(管理)

第3条 公用車は、総務課長が管理する。

(運転記録)

第4条 公用車を使用した者は、自動車運転日誌（別記様式）に必要な事項を記載し、総務課財務管理係に提出するものとする。

(弁償)

第5条 公用車を使用した者は、使用中に故意又は重大な過失により車体及び備付けの設備、備品等を損傷したときは、その損害を弁償する責任を負わなければならない。

(事務)

第6条 公用車に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成5年3月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月7日 一部改正）

この規則は、平成22年4月7日から施行する。

附 則（令和4年1月1日 一部改正）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

自動車運転日誌

令和 年 月 日 (曜日)				総務課長	総務課長補佐 (財務担当)	財務管理係長	運転者 (サイン)
※アルコール 検知器測定値	運転前	mg/l	確認者				
	運転後	mg/l	確認者				
普通乗用車 (車種：○○○)	出庫	時 分	出庫時走行距離	km	給 油		
	入庫	時 分	入庫時走行距離	km		リットル	
			本 日 走行距離	km			
軽自動車 (車種：○○○)	出庫	時 分	出庫時走行距離	km	給 油		
	入庫	時 分	入庫時走行距離	km		リットル	
			本 日 走行距離	km			
軽トラック (車種：○○○)	出庫	時 分	出庫時走行距離	km	給 油		
	入庫	時 分	入庫時走行距離	km		リットル	
			本 日 走行距離	km			
バ ス	出庫	時 分	出庫時走行距離	km	給 油		
	入庫	時 分	入庫時走行距離	km		リットル	
			本 日 走行距離	km			
運 転 記 録				日 常 点 検			
※「公用車使用願」より変更のあった項目は必ず記載すること				点 検 箇 所		異 常 内 容	
行先経路				燃 料			
				エンジンオイル			
使用目的				計 器			
				ブレーキペダル			
				サイドブレーキ			
				ハンドル			
				灯 火 装 置			
				警報器・方向指示器			
同乗者				ワ イ パ ー			
				バックミラー			
				ブレーキオイル			
				ラジエーター			
				ファンベルト			
				シャーシーバネ			
				タ イ ヤ			
				整備記録			
			備考				

※アルコール検知器測定値

・原則、鍵の貸出及び返却時に総務課職員が測定するが、土日祝または勤務時間外の出発及び帰着については、運転者または同乗者がある場合は同乗者が測定すること。

人事係
確認欄